

次世代治療・診断実現のための創薬基盤技術開発事業  
令和元年度公募 Q&A（追記版）

《研究開発提案書について》

Q：（様式）研究開発提案書「5. これまでに受けた研究費とその成果等」において、「当該資金制度とそれ以外の研究費に分けて」とありますが、『当該資金制度（this funding system）』とは何でしょうか？

A：日本医療研究開発機構（AMED）の資金制度が該当します。

《応募に関して》

Q：応募の際に所属機関の承諾は必要ですか？

A：必要です。e-Radでの応募申請において、機関承認プロセスが必要ですので、十分にご留意ください。

《体制について》

Q：複数の分担研究者が同一の機関に所属していることは可能でしょうか？

A：可能です。

Q：複合型の提案方法について教えてください。

A：複合型の提案につきましては代表機関がいくつあっても構いませんが、提案は応募課題代表者がすべてを取りまとめて一つの提案として応募してください。

Q：各研究開発項目の企業の参画について教えてください。

A：提案・応募いただく時点で、研究開発項目1と2では、代表機関または分担機関として診断薬等の企業（診断機器メーカー、診断薬メーカー、検査会社）が少なくとも1社以上参画することが必要です。また、研究開発項目3では、代表機関または分担機関として複数の製薬企業の参加が必要です。

《応募研究開発項目について》

Q：中枢神経性疾患については、研究開発項目3での応募が必須でしょうか？

A：必須ではありません。具体的な層別化マーカーシーズを同定している場合は研究開発項目2で、同定していない場合でフィージビリティ研究を行う提案は研究開発項目3で応募してください。